議案第65号

朝来市鉱石の道神子畑交流館の指定管理者の指定について

朝来市鉱石の道神子畑交流館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和６年11月28日提出

朝来市長　藤　岡　　勇

１　公の施設の名称及び所在地

朝来市鉱石の道神子畑交流館

朝来市佐嚢1842番地１

２　指定管理者の名称及び所在地

神子畑鉱石の道推進協議会

代表者氏名　会長 [redacted]

朝来市佐嚢1842番地１

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和12年３月31日まで

提案理由要旨

朝来市鉱石の道神子畑交流館の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者を指定しようとするものです。

議案第65号資料

施設概要書

朝来支所

施設	所在地	朝来市佐嚢1842番地１
	名　称	朝来市鉱石の道神子畑交流館
条例	朝来市鉱石の道神子畑交流館条例	
施設の性格・設置目的等	神子畑選鉱場跡地への来訪者に休憩の場を提供し、観光振興の促進による地域の活性化を図るとともに、同跡地等の産業遺産によって構成する鉱石の道に関する情報発信を目的とする。	
施設の概要	建築年	平成13年２月23日（旧いろりハウス改修）
	構　造	木造平屋建　瓦葺屋根
	面　積	189㎡
指定期間	令和７年４月１日から令和12年３月31日まで（５年間）	
指定管理者	所在地	朝来市佐嚢1826番地1
	団体名	神子畑鉱石の道推進協議会
	代表者	会長 [redacted]
既指定期間	令和２年４月１日から令和７年３月31日まで（５年間）	
指定手続	指　名	
公募によらない理由	平成24年度に神子畑区住民により組織された神子畑鉱石の道推進協議会は、神子畑選鉱場跡地への観光来訪者への観光ガイド活動等による積極的な観光交流を推進されていると共に、地域に密着した団体であり、施設管理が円滑にできることや地域活性化にもつながることなどにより、当該交流館の指定管理については、公募よりも当協議会へ引き続き指定管理を行う方が適切妥当と考える。	
現在の管理状況	・利用者案内及び受付一般業務 ・施設の維持管理 ・備品管理、施設の安全管理、清掃業務 ・その他年間事業計画、事業報告書の提出等事務全般	
その他事項	令和元年12月に、旧いろりハウスを改修し、新たな観光交流施設として、令和２年４月１日から朝来市鉱石の道神子畑交流館として運営している。	
添付書類	１　事業計画書 ２　収支計画書 ３　過去４年間の決算状況 ４　過去４年間の利用状況	

１　事業計画書

東洋一の選鉱場として日本近代化の礎を築いた神子畑選鉱場跡地への来訪者に休憩の場を提供し、観光振興の促進による地域の活性化を図るとともに、同跡地等の産業遺産によって構成する鉱石の道に関する情報発信を目的とした事業、活動を支援する。また、快適な施設利用のための良好な環境を維持し管理を行う。

２　収支計画書（令和７年度から令和 11 年度まで）

収入（単年度当たり）

項　目	金額（円）	備　考
繰越金	912,000	
指定管理料	3,396,000	
物品販売収入	1,600,000	
雑収入	1,000	施設使用料他
合計	5,909,000	

支出（単年度当たり）

項　目	金額（円）	備　考
賃金	2,297,000	@1,052 円/h×7h×26 日×12 月
施設管理費	390,000	警備、浄化槽、NHK 受信料、AED
光熱水費	399,000	水道、電気
消耗品費	60,000	事務用品、清掃用具
印刷費	100,000	神選パンフレット
修繕費	50,000	
通信費	100,000	電話、郵券料
物品仕入れ	1,500,000	グッズ仕入れ料
販売手数料	40,000	販売手数料
保守料	60,000	パソコン保守料
予備費	913,000	除雪費など
合計	5,909,000	

（収入合計）　5,909,000
（支出合計）　5,909,000
（収入―支出）　0

３　過去４年間の決算状況　　（単位：円）

施設名	朝来市鉱石の道神子畑交流館			
指定管理者	神子畑鉱石の道推進協議会			
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指定管理料	2,536,000	2,536,000	2,821,000	3,099,000
施設使用料	1,200	1,200	2,800	0
繰越金	0	247,279	607,961	1,072,078
物品販売収入			1,967,000	1,514,660
諸収入	5	10	11	12
収入合計	2,537,205	2,784,489	5,398,772	5,685,750

賃金	1,692,450	1,568,070	1,938,100	2,130,374
施設管理費	49,178	103,800	273,570	285,345
光熱水費	315,682	379,690	394,086	318,436
消耗品費	150,000	24,441	19,335	43,580
修繕費	26,953	19,279		59,880
通信費	55,663	81,248	80,787	84,984
物品仕入れ			1,496,912	1,442,689
販売手数料			123,904	29,901
備品購入費				378,102
支出合計	2,289,926	2,176,528	4,326,694	4,773,291
差引	247,279	607,961	1,072,078	912,459

４　過去４年間の利用状況　　（単位：人・件）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
来館者数	8,656	10,020	16,361	13,279
ガイド実施件数	43	27	73	95

神子畑鉱石の道推進協議会の概要

■名　称　　神子畑鉱石の道推進協議会

■事務所　　朝来市佐嚢 1826 番地 1

■代表者　　会長 [redacted]

■経過

神子畑鉱石の道推進協議会は、神子畑選鉱場跡、ムーセ旧居、神子畑鋳鉄橋の保存・管理に関する取組や情報発信を行いながら、地域の活性化を図ることを目的に平成 24 年度に神子畑区住民により組織された。「銀の馬車道・鉱石の道」が日本遺産に認定されると観光客に対するガイド活動等を通じて積極的な観光交流を行いながら、その魅力増進、伝承と活用に取り組んでいる。令和２年度からは鉱石の道神子畑交流館の指定管理を行い、鉱石の道観光の拠点として、地域の魅力や観光情報の発信等を積極的に推進している。

■職員体制

○会　長　　：
○副会長及び会計　：
○監　査　　：

[redacted]

■規約

別紙のとおり

平成 24 年 4 月 1 日

「神子畑鉱石の道推進協議会」規約

兵庫県朝来市佐嚢 1826-1
神子畑鉱石の道推進協議会

「神子畑鉱石の道推進協議会」規約

（名　称）

第１条　この会は、「神子畑鉱石の道推進協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

（目　的）

第２条　協議会は、日本遺産である「神子畑選鉱場跡・鉱山事務舎（ムーセ旧居）・神子畑鋳鉄橋」の重要性と保存、管理と併せて、鉱石の道神子畑交流館「神選」を構築するなかで、広く情報発信をおこないつつ、神子畑地区の活性化を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）神子畑地区の「鉱石の道」の重要性と魅力増進・啓発に関すること。

（２）神子畑地区の「鉱石の道」の管理・保存・伝承・活用に関連する事業の計画立案に関すること。

（３）神子畑地区の「鉱石の道」の活用に関連する事業の推進に関すること。

（４）「鉱石の道」ならびに「銀の馬車道」の活用に関連する事業の連携に関すること。

（５）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

（組　織）

第４条　協議会は、神子畑地区における協議会の趣旨に賛同する個人をもって組織する。

２　協議会は、「鉱石の道」関連施設（神子畑選鉱場跡・神子畑鋳鉄橋・鉱山事務舎（ムーセ旧居）・シックナー・鉱石の道神子畑交流館「神選」）等の有効活用を目的とし、専門的見地から助言を受けるため、外部アドバイザーの助言を受けることができる。

（役　員）

第５条　協議会に次の役員を置く。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　１名

（３）会　計　　１名

（４）監　査　　２名

２　会長、副会長、会計、監査は、構成員の中から、互選によって決定する。

３　役員の任期は３年とする。ただし、再選・再任を妨げない。

４　役員は、任期内においてその資格が欠格となる事由が生じたときは、改選等によりその資格を継承したものを役員とし、任期は前任者の残任期間とする。

５　役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を遂行するものとする。

（役員の職務）

第６条　会長は、事業を総括し、協議会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、あらかじめ会長が指定した順位によってその職務を代行する。

３　会計は、協議会の会計事務をおこなう。

４　監査は、事業の執行状況及び会計を監査する。

（総　会）

第７条　総会は、会長が招集する。

２　総会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した者が務める。

３　総会は、次の事項を協議し、決議する。

（１）協議会の規約の改正に関すること。

（２）予算及び決算に関すること。

（３）事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。

（４）その他協議会の運営において重要な事項に関すること。

４　総会は、総数の２分の１以上（委任状を含む。）の出席がなければ、開催することができない。ただし、会長が必要と認めたときは、書面により決議することができる。

５　総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

（経　費）

第８条　協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

２　協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会計年度）

第９条　協議会の会計年度は、４月１日から３月３１日までとする。

（事務局）

第 10 条　協議会に事務局を置く。

２　事務局は、鉱石の道神子畑交流館「神選」（朝来市佐嚢１８２６番地１）に置く。

（補　則）

第 11 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

１　この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

２　令和２年４月１日改正

様式第1号（第2条関係）

令和６年10月１日

朝来市長　藤　岡　　勇　様

団体所在地　朝来市佐嚢1826番
申請者　団体の名称　神子畑鉱石の道推
代表者氏名　　会長 [redacted]

神子畑鉱石の道推進協議会

指定管理者指定申請書

朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、下記の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

1　公の施設の名称
　朝来市鉱石の道神子畑交流館

2　添付書類
　(1)　事業計画書
　(2)　収支計画書

受付
兵庫県 -6.10.-4 朝来市
朝朝文　9号

朝来市鉱石の道神子畑交流館管理計画書

1　事業計画書

東洋一の選鉱場として日本近代化の礎を築いた神子畑選鉱場跡地への来訪者に休憩の場を提供し、観光振興の促進による地域の活性化を図るとともに、同跡地等の産業遺産によって構成する鉱石の道に関する情報発信を目的とした事業、活動を支援する。また、快適な施設利用のための良好な環境を維持し管理を行う。

2　収支計画書（令和７年度）

（１）収入（単年度当たり）

項目	金額（円）	備考
繰越金	912,000	
指定管理料	3,396,000	
物品販売収入	1,600,000	
雑収入	1,000	施設使用料他
合計	5,909,000	

（２）支出（単年度当たり）

項目	金額（円）	備考
賃金	2,297,000	@1,052円/h×7h×26日×12月
施設管理費	390,000	警備、浄化槽、NHK受信料、AED
光熱水費	399,000	水道、電気
消耗品費	60,000	事務用品、清掃用具
印刷費	100,000	神選パンフレット
修繕費	50,000	
通信費	100,000	電話、郵券料
物品仕入れ	1,500,000	グッズ仕入れ料
販売手数料	40,000	販売手数料
保守料	60,000	パソコン保守料
予備費	913,000	除雪費など
合計	5,909,000	

（収入合計）　5,909,000
（支出合計）　5,909,000
（収入―支出）　0

朝来市鉱石の道神子畑交流館　経費積算

費目	予算（千円）	内容	経費（円）	備考
賃金	2,297	管理人賃金	2,297,568	@1,052円/h×7h×26日×12月
施設管理費	390	警備委託料	241,560	18,300円/月×税1.1×12月
		浄化槽維持管理料	58,270	保守点検料　@3,360円/月×3回 定期清掃料　4,690円 汚泥引抜料　@12,600円×3㎥ 法定検査料　5,700円
		NHK受信料	19,800	(1台目1,100円+2台目550円)×12ヶ月
		AEDリース料	69,960	@5,300円×税1.1×12ヶ月
光熱水費	399	水道料	48,960	@4,080円×12ヶ月
		電気代	350,000	
消耗品費	60	消耗品	60,000	事務用品、清掃用具
印刷費	100	印刷費	100,000	神選パンフレット
修繕費	50	小修繕	50,000	
通信費	100	電話、郵券料	100,000	
物品仕入れ	1,500	グッズ仕入れ	1,500,000	
販売手数料	40	販売手数料	40,000	
保守料	60	パソコン保守料	60,000	
予備費	913	除雪費など	913,000	
合計	5,909			

当施設へのアクセス

お車でお越しの場合

▼ 大阪方面からお越しの方は

名神高速ICから吹田JCTより中国自動車道へ。福崎ICから播但連絡道へ。
朝来ICより国道429号線を西向き（宍粟市一宮町方面）に10分。

▼ 岡山方面からお越しの方は

岡山ICから山陽自動車を東に。山陽姫路東JCTで播但連絡道へ。
朝来ICより国道429号線を西向き（宍粟市一宮町方面）に10分。

電車・バスでお越しの場合

▼ 大阪方面からお越しの方は

JR山陽本線大阪方面から姫路駅へ。JR播但線に乗り換え新井駅下車。
タクシーで10分

▼ 岡山方面からお越しの方は

JR山陽本線岡山方面から姫路駅へ。JR播但線に乗り換え新井駅下車。
タクシーで10分

駐車場（無料）について

【普通車】26台　【観光バス】4台　※観光バスの駐車は事前にご相談ください。

日本遺産認定について

JAPAN HERITAGE
日本遺産

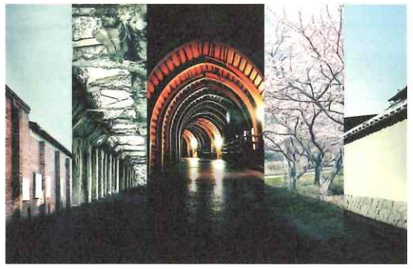

播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道 ～資源大国日本の記憶をたどる73kmの轍～

「日本遺産（Japan Heritage）」は地域の歴史的魅力や特色を通じて国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。朝来市も、姫路市から養父市までの6市町共同で申請をおこない、2017年4月に認定。明治期以降の鉱山近代化に伴い、整備された「飾磨港から生野」間の播磨と但馬を南北に貫く『銀の馬車道』、さらに神子畑を含む「生野から中瀬」に連なる『鉱石の道』の全長73kmの道の物語です。

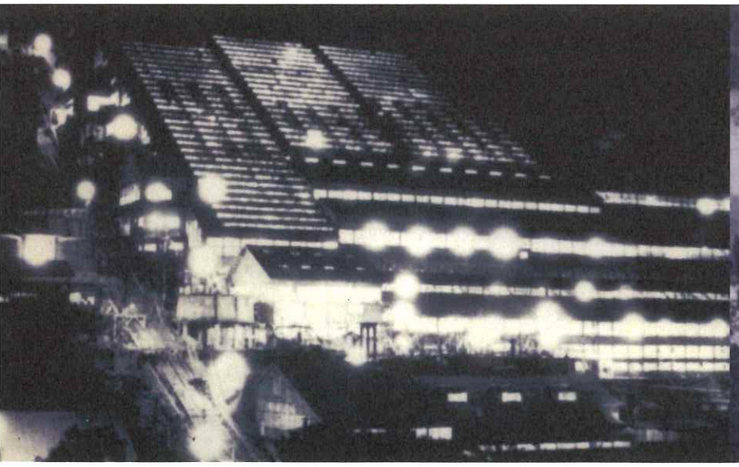

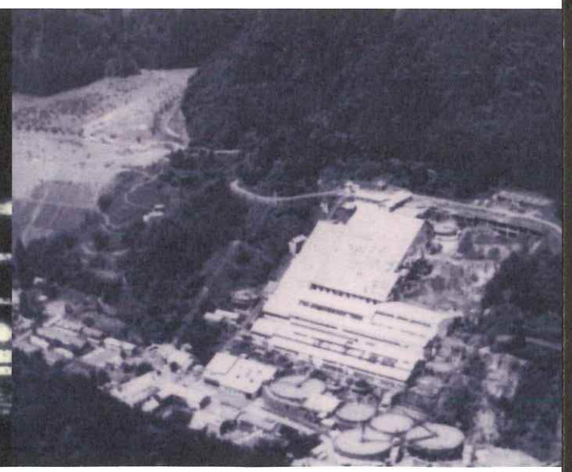

《発行》神子畑鉱石の道推進協議会（兵庫県朝来市佐嚢1842番地1）
[TEL / FAX]：079-666-8002　[休館日]：水曜日・年末年始
[E-mail]：shinsen-asago@blue.ocn.ne.jp　[公式HP]：http://mikobata.com/

[公式HP]

MIKOBATA

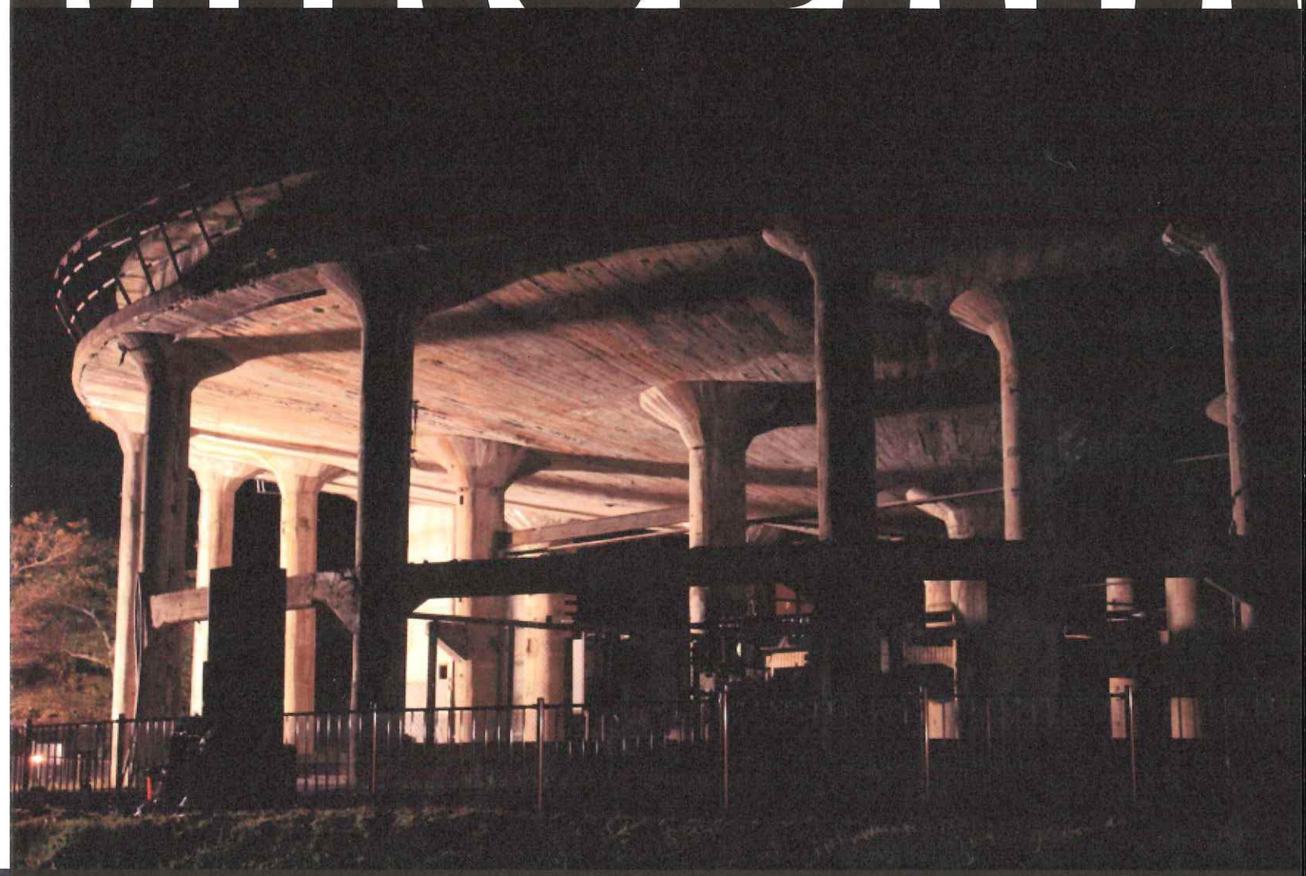

神選

SHINSEN

朝来市鉱石の道 神子畑交流館 **神選**

JAPAN HERITAGE
日本遺産

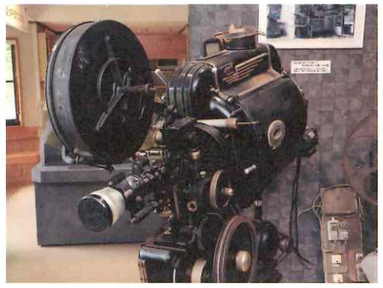

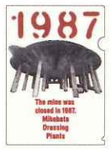

朝来市鉱石の道 神子畑交流館　神選

神子畑選鉱場から鉱物を輸送するトロッコの出発点に架かる橋が「神選橋」という名称でした。当施設が出発点となり神子畑地域の魅力を発信し、地域活性化を目指すという役割から橋名を由来に「朝来市鉱石の道 神子畑交流館　神選」と名付けられました。

○ 施設内では Free Wi-Fi が利用可能です。

団体様に神子畑ガイドもおすすめ！

神子畑選鉱場を中心に約１時間半のガイドをおこないます。
ガイド１人につき 2,000 円（20人～30人程度）
● 実施時間：10:00～17:00
● 要事前予約：［電話］079-666-8002 にて受付

神子畑ガイドの皆さん

施設内には往時の雰囲気を感じることができる写真や絵の展示、皇室財産の証である「菊の紋章」が入った神輿も初めて一般に展示公開されています。

また、ひときわ目を引く昭和50年代頃の神子畑周辺（鉱石の道）を再現したジオラマは幅2m34㎝×奥行1m35cmとそのサイズもさることながら「明延」～「神子畑」間に敷かれたトロッコ軌道（明神軌道）の位置関係などをわかりやすく知ることができます。

また、デザイン性の高いTシャツやクリアファイルなど、人気のオリジナルグッズも多数取り揃えていますので、お立ち寄りの際はぜひご覧ください。

［施設内見取り図］　○189平方メートル

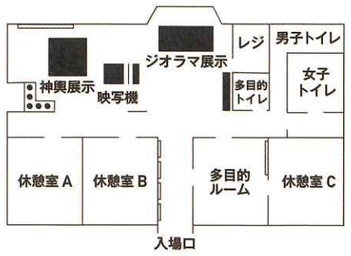

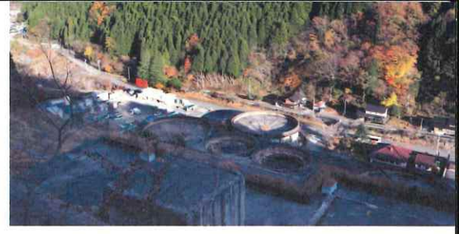

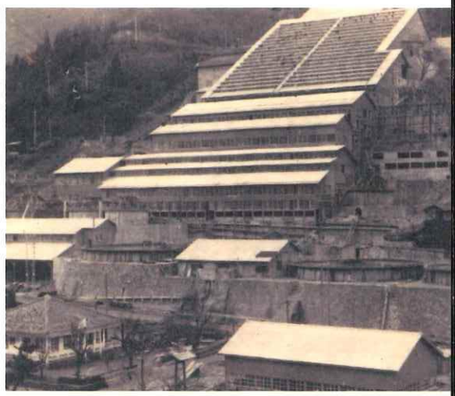

東洋一の規模の選鉱場 24時間稼働の「不夜城」

神子畑選鉱場跡

神子畑鉱山は平安時代に開山されたと言い伝えられ、明治10年代から30年に最も繁栄します。その後、明治40年以降は鉱脈が減少し、明延鉱山で採掘された鉱石の選鉱場として役割を変えることになります。昭和15年（1940）の拡張工事を経て「東洋一」と言われるまでの施設になりました。また、交代制で24時間稼働し、夜間に爛々と光を放つ姿は「不夜城」にも例えられました。その後、昭和62年（1987）に明延鉱山の閉山にともない操業を停止、閉鎖となりました。

全鋳鉄製の橋として日本最古

神子畑鋳鉄橋

神子畑から生野までの銀鉱石運搬用の馬車道として総距離16,2kmにおよぶ大工事において明治16年（1883）～18年の間に架けられました。日本に現存する鉄橋としては3番目に古いですが、全鋳鉄製の橋としては最古であり、日本の橋梁史においても重要な力学的な美しさを持つ橋と言えます。国指定重要文化財。

フランス人技師の宿舎

ムーセ旧居

明治5年（1872）に生野に建てられたフランス人技師ムーセの邸宅でしたが、神子畑鉱山の開発が始まると事務所として現在の場所に移築されました。また、建物の向かいには樹齢約200年を越える「サルスベリ」の木が植えられています。開花時期は8～9月頃。